５　津波避難計画の記載例

１　目的

　　本計画は、○○（株）▼工場において、津波の襲来が予想される場合に人命優先の対応措置を定め、当工場従業員、関係会社従業員、協力会社従業員（以下「従業員等」という。）及び一時作業員並びに来客者（以下「一時入構者」という。）の生命、身体を保護することを目的とする。

２　適用範囲

　　本計画は、○○（株）▼工場の従業員等及び一時入構者に適用するものとする。

３　防災体制

防災警備体制は、災害発生時に次のとおり組織する。

○防災指揮者：工場長（工場長が不在の場合は、保安安全室長とする。）

○運転停止班：××１課、××２課

　・震度５以上の地震発生後、すみやかに設備の運転を停止する。

○連絡班：△△課

　・構内の情報収集及び防災機関との連絡を行う。

○救護班：◆◆課

　・負傷者が発生した場合は、すみやかに救護活動を行う。

　・負傷者が発生していない場合は、防災指揮者の指示に従って、他班の作業を補助する。

○警備・誘導班：○○課

　・受付の名簿を基に構内にいる来客の安否確認を行うとともに避難場所までの誘導を行う。

　・構内に入構しているローリーなどの車両や消防車両を避難場所まで誘導する。

○自衛消防隊

　・構内の見回りを行う。

　・火災や漏えいが発生した場合は、その応急措置を行う。

４　災害情報の入手手段の確保

○　事務室では、常に２つ以上の手段で情報を入手できるようにする。

・テレビ、ラジオ、インターネット

外部接続可能なパソコンは、緊急速報メールを受信できるようにしておくとともに「大阪府防災ネット」のリンクを登録しておく。（携帯電話も同様）

・防災無線、同報無線等

定期的に動作を検査し、音量等不備のないようにしておく。

・衛星電話

事務室に1台常備する。

○　津波警報発表時には機器を水平避難場所に集め情報を一元化・共有し、連絡は防災指揮者の指示により行う。

○　地震・津波発生時、事務所員は直ちに事業所内の各員に対し、次の方法で災害発生を伝える。

・通電時　　　　　　　構内一斉放送、構内無線、一斉メール

・停電時　　　　　　　構内無線、伝令

（停電の際には、事務所員又は運転担当者は非常用電源に切り替える作業を行う。）

５　避難の留意事項

　　○活動時間の設定

　　　・南海トラフ巨大地震の発生時の津波到達時間は、○分とされている。本工場における活動可能時間は、以下のとおり設定する。

安全時間

　○分

避難時間　○分

活動可能時間　○分

津波到達予想時間　○分

　　○活動可能時間

　　　・津波警報発表後のすべての活動については、活動可能時間内にのみ行うものとする。活動可能時間経過後は、持ち場を放棄しても責任を問わないので、ただちに避難場所まで避難すること。

　　○休日や外出などにより津波警報発表時に工場の外にいた場合

　　　・津波警報が解除されるまで最寄りの避難場所に退避し、工場には近づかないこと。

　　　・避難場所に退避した際には、緊急連絡網に従って連絡を行うこと。

６　避難の手順

津波警報が発表された際の手順は、以下のとおりとする

　　　①　各班及びその他従業員はそれぞれ所定の場所に集合する。

　　　②　警備・誘導班は、守衛から受付の名簿を基に構内にいる来客の情報を得て安否確認を行う。

各課の課長は、構内の従業員及び出張・休暇中の従業員の安否確認を行う。

③　安否確認後、その他従業員は、所定の避難場所に移動する。

連絡班は、構内の情報収集にあたるとともに関係機関への連絡体制を構築する。

警備・誘導班は、来客等をすみやかに避難場所まで誘導する。

　　　④　運転停止班、救護班及び自衛消防隊は、所定の措置を行い、活動可能時間経過後、ただちに避難場所に移動する。

７　避難経路及び避難場所

○　水平避難を行う際の一時避難場所

　・第１候補の場所は△△公園とする。ただし、△△公園に向かうことが困難な場合は、□□小学校を第２候補とする。

　・避難経路は別図のとおりとする。

　　　　ルートＡを基本とするが、状況に応じてルートＢを使用する。

○　垂直避難を行う際の一時避難場所

・垂直避難場所は、事務所3階とする（建物出入口及び構内案内板に一時避難場所の表示あり）。ただし、事務所を避難場所として使用できない場合は、避難協定を締結している××会社の倉庫とする。

・避難場所に飲料水、非常食、医薬品、毛布等を次のとおり常備する。

　防災リュック×○人（飲料水2リットル×△日分、非常食　×△日分）

医薬品　緊急医薬品セット　○セット、毛布　○枚

発電機　○台（カセットボンベ式発電機　○台）

充電池内蔵型テレビ、防災ラジオ、懐中電灯、ランタン、運搬用コンテナ

その他必要と認める物資（別表のとおり）

なお、年に１回、内容の確認を行う。

　・避難経路は別図（事務所の受付横に掲示あり）のとおりとする。

　　　　ルートＡを基本とするが、状況に応じてルートＢを使用する。

　　　・避難経路が使用できない状態になっていることを発見した者は、すみやかに連絡班に状況を報告する。連絡を受けた連絡班は、すみやかに構内放送により新たな避難経路の案内を行う。

８　施設の安全確認

○　運転停止班は、運転停止マニュアルに定めた優先順位に従って停止し、施設停止操作完了後ただちに連絡班に報告する。ただし、活動可能時間の経過後は、運転停止作業中であってもすみやかに避難を開始する。

○　自衛消防隊は、構内の点検を行い火災や漏えいを発見した場合は、すみやかに応急措置をとる。ただし、活動可能時間の経過後は、作業中であってもすみやかに避難を開始する。

　　なお、夜間の場合は、夜間の構内点検マニュアルに従って、構内の点検を行う。

９　救護活動

○　負傷者を発見した者は、すみやかに連絡班に状況の報告を行う。連絡班は、すみやかに救護班に状況を報告し、救護班は、ただちに救護活動を行う。

10　船舶及び消防車両の退避方法

　○　津波警報が発表された場合、荷役中の船舶は荷役を中止し、社内マニュアル＊に従って、必要な措置を講じる。

　○　船舶の退避作業を開始したらすみやかに連絡班に報告を行うとともに活動可能時間の確認を行う。

　　○　警備・誘導班は、消防車両及び入構している車両を構内の避難場所（△△（別図））に退避させる。

＊参考「船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成の手引き［大阪湾版］（平成26年５月　国土交通省近畿運輸局作成）」

11　外部との連絡

　　○　連絡班は、構内に避難している人員の数、負傷者数、災害の発生状況などについて随時、防災関係機関に連絡を行う。

12　津波避難訓練を含めた防災訓練及び防災教育

　　○　工場長は津波避難に関する訓練を次のとおり実施する。

・津波避難訓練　　　年１回

・緊急運転停止訓練　年２回（うち１回は休日や夜間を想定した訓練）

・漏えいに対する応急措置訓練　年１回

・初期消火訓練　年１回

・救護訓練　年１回

　　○　工場長は、津波避難に関する教育を次のとおり実施する。

・地震津波に関する知識習得のための研修会　　年1回

・一時入構者に対する入構者教育　随時